

## 令和 3 年度川口市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度川口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	295,400 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	64,666,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	177,167 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 配 水 管 整 備 事 業	5,074,195 千円
イ 施 設 整 備 事 業	892,746 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		14,608,032 千円
第 1 項 営 業 収 益		14,334,078 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		273,953 千円
第 3 項 特 別 利 益		1 千円

支 出		
第 1 款 事 業 費		12,235,528 千円
第 1 項 営 業 費 用		11,641,729 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		554,975 千円
第 3 項 特 別 損 失		8,824 千円
第 4 項 予 備 費		30,000 千円

(資本的収入及び支出)

**第 4 条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5, 894, 241 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 503, 837 千円、減債積立金 1, 510, 000 千円、過年度分損益勘定留保資金 1, 518, 823 千円、当年度分損益勘定留保資金 2, 361, 581 千円で補てんするものとする。）。

収 入		
<b>第 1 款</b>	<b>資 本 的 収 入</b>	<b>1,841,231 千円</b>
第 1 項	企 業 債	1,700,000 千円
第 2 項	固定資産売却代金	10 千円
第 3 項	受託工事収入	80,519 千円
第 4 項	負 担 金	60,702 千円
支 出		
<b>第 1 款</b>	<b>資 本 的 支 出</b>	<b>7,735,472 千円</b>
第 1 項	建 設 改 良 費	5,999,043 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,736,429 千円

(継続費)

**第 5 条** 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 事業費	1 営業費用	浄配水場更新工事 基本設計策定事業 (鳩ヶ谷浄水場)	84,161 千円	令和 3 年度	20,000 千円
				令和 4 年度	64,161 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	拡張配水管布設事業	329,963 千円	令和 3 年度	100,000 千円
				令和 4 年度	229,963 千円
		浄配水場自家発電 装置更新事業 (神根浄水場)	625,428 千円	令和 3 年度	100,000 千円
				令和 4 年度	525,428 千円

(債務負担行為)

**第 6 条** 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄配水場運転管理等業務委託	令和3年度から令和6年度まで	518,421 千円

(企業債)

**第 7 条** 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業	1,700,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

**第 8 条** 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第 9 条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 受託工事費	158,920 千円
(2) 収益的支出の職員給与費	725,077 千円
(3) 資本的支出の職員給与費	183,650 千円
(4) 交際費	300 千円

(たな卸資産購入限度額)

**第 10 条** たな卸資産の購入限度額は、126,793 千円と定める。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫